

認定こども園対応

第1条 (事業所の名称等)

一般社団法人緒川生涯現役計画が設置する、この保育園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 認定こども園 緒川げんき こども園
- (2) 所在地 常陸大宮市下小瀬398

第2条 (施設の目的)

認定こども園 緒川げんき こども園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

第3条 (運営の方針)

当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

第4条 (提供する特定教育・保育の内容)

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

第5条 (保護者に対する子育て支援の内容)

当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

第6条 (定員及び利用定員)

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号 定員	-	-	-	5人	5人	5人	15人
2号・3号 定員	3人	6人	12人	13人	13人	13人	60人

1号 利用定員	-	-	-	5人	5人	5人	15人
2号・3号 利用定員	3人	8人	8人	11人	10人	10人	50人

第7条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

保育の実施に当たり配置する職員の職歴、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 園長 1名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を順守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 副園長又は主幹教諭又は主任保育士 1名より3名迄
副園長・主幹教諭又は主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について管理し、他の保育士を統括する。
- (3) 保育士・幼稚園教諭 6名以上
保育・教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 看護師 1名
可能な限り配置し、園児の保健衛生、園児及び職員の健康管理業務を行う。
- (5) 栄養士 1名

可能な限り配置し、園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係わる献立を作成する。

- (6) 調理員 2名
献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (7) 嘱託医
 - 内科 1名 (非常勤)
 - 外科 1名 (非常勤)
 - 歯科 1名 (非常勤)

第8条 (学期)

1号認定児に於いては、1年を原則として近隣小学校と同じ期間とし次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月5日 から 7月20日 まで
- (2) 第2学期 9月1日 から 12月25日 まで
- (3) 第3学期 1月5日 から 3月25日 まで

第9条 (特定教育・保育を行う日)

当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

- 2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。
 - (1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日(1号認定子どもに係る休業日)
 - (2) 保育認定子どもに係る休業日
 - ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - イ 年始休日(1月2日及び1月3日)
 - ウ 年末休日(12月29日から12月31日)
 - エ その他 園長が必要と認めた日
- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第10条 (特定教育・保育の提供を行う時間等)

特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前7時00分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。
- 2 当園の開所時間は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後6時30分。
 - (2) 土曜日 午前7時00分から午後6時30分。
 - (3) 日曜日 午前7時00分から午後6時30分。
- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の後に保育を希望する場合には、開所時間後30分以内において延長保育事業を実施する。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の後に保育を希望する場合に開所時間内において預かり保育を実施する。

第11条 (給食)

給食の提供に当たっては、食品の種類および調理方法についてつねに工夫し、栄養並びに園児の健康及び嗜好を考慮した献立により実施する。

- 2 予定献立は、1か月単位で作成し保護者に配布する。
- 3 検食は原則として食事の提供前に実施するものとし、実施に関して必要な事項は、園長が別に定める。
- 4 調理業務に従事する職員にあたっては、特に身の清潔に留意するとともに、月1回以上の保菌検査を受けなければならない。
- 5 調理室は関係者以外の立ち入りを制限し、常に清潔にしておかなければならない。

第12条（利用者負担その他の費用等）

当園は、常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別に定める特定利用者負担額を徴収することがある。
- 3 当園は、別表1に掲げる実費を徴収する。
- 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。
- 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

第13条（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒まない。

- 2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第6条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。
 - (1) 当園の所在する緒川地区の利用希望者を優先する
 - (2) (1)項の優先選考ののち、申込みを受けた順序により決定する方法
 - (3) 当園の教育理念に基づき決定する方法
- 3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

第14条（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

- 2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 利用子どもが小学校に入学した時
 - (2) 保護者から退園の申し出があった時
 - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第15条（緊急時における対応方法）

当園の職員は、特定教育・保育の提供を行っている時に、園児に病状の急変、その他緊急状態が生じた時は、速やかに救急隊に連絡し、園児の保護者又は嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が生じた場合は、当該市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録をとるとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止の為の対策を講じるものとする。
- 4 当園は、特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第16条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第17条（虐待の防止の為の措置）

当園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図る為、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第18条（秘密保持）

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

第19条（苦情解決）

当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

第20条（記録の整備）

当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第21条（改正）

この規定の改正は理事会の議決により行う。

附則 この規定は令和3年4月1日から施行する。

別表1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

ver.1.0

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食提供に係る費用	主食代及び食材料費を徴収 (市より給食費補助を除いた金額)	月額 4,000円
主食代	主食費を徴収 (市より給食費補助を除いた金額)	月額 500円
バス代	通園バスの利用者対象	無償
保険加入に係る保護者負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	年額 350円
体操着レンタル代	園所有の体操着を年間契約にてレンタルする、サイズ合わせは適宜行う	年額 1,000円
おむつ代	持参した分が無くなった場合	保護者持参
教材費	絵本、クレヨン、自由画帳、はさみ等購入費用 (制作活動に使用するため)	随時実費請求

別表2

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	1回 0円

別表3

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	1回 0円

注意 : 利用料金については、一般的な経済状況を鑑み随時改定されることがあります